

深谷市内で転居された方へ

※新しい住所を記載しますので、世帯全員分のマイナンバーが記載されている通知カードを持参してください。

深谷市内で、住所を異動された方の必要となる主な手続きについて、ご案内いたします。

ここでの案内以外にも、個人で利用されているサービスなどについては、個別の手続きが必要となる場合があります。



＜お問い合わせ先＞深谷市役所(TEL 048-571-1211)

(平成29年4月1日現在)

	届出等の名称	対象となる方	手続き・必要となるもの	担当窓口
1	マイナンバーカード 住基カードの住所変更	マイナンバーカード 住基カードBタイプ をお持ちの方	住所変更の手続きが必要です。手続きの際、カード・暗証番号等が必要となります。 詳しくは、窓口までご相談ください。	市民課総合窓口 2番窓口
2	電子証明書の失効	電子証明書をご利用の方	電子証明書は住所を異動すると失効します。新住所で使用される場合は新たに申請してください。 *住基カードでご利用されていた場合、新たにマイナンバーカードの申請が必要となります。	
3	年金受給者の住所変更	年金受給者	住所変更の届出は原則不要です。 ただし、届出が必要な場合もありますので、詳しくは熊谷年金事務所(TEL048-522-5012)へ お問い合わせください。	保険年金課 国民年金係 6番窓口
4	後期高齢者被保険者証 の住所変更	後期高齢者医療の加入者	被保険者証を持参のうえ、後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書にご記入ください。	保険年金課 高齢者医療係 5番窓口
5	介護保険被保険者証 の住所変更	65才以上の方または 40才から64才までの方で 介護保険被保険者証をお持ち の方	介護保険被保険者証を持参のうえ、窓口に来庁ください。 住所変更いたします。	長寿福祉課 介護保険係 12番窓口
6	子ども医療費受給資格 登録申請	子ども医療費を受給している お子さんを養育している方	住所変更により世帯構成が変更となる場合、受給資格内容等変更(住所変更)届手続きを してください。 ＜必要なもの＞ ○子ども医療費受給資格証	子ども青少年課 14番窓口
7	児童手当変更届	児童手当を受給されている方	住所変更により世帯構成が変更となる場合、児童手当住所変更届の手続きをしてください。	
8	集落排水処理施設使用届 (開始・休止・廃止・変更) 集落排水処理施設人数割 変更届	農業集落排水利用者	人数により使用料が変わります。また、使用の開始及び休止の場合も手続きをしてください。 (届出は郵送でも可能です。) (各総合支所市民生活課窓口でも届出を受領いたします。)	深谷市水道庁舎 環境水道部 お客様センター TEL048-577-7543
9	ひとり親家庭等医療費 受給者変更届	ひとり親家庭等医療費 を受給されている方	ひとり親家庭等医療費受給者変更届の手続きをしてください。 ＜必要なもの＞ ○ひとり親家庭等医療費受給者証 ○印鑑	子ども青少年課 14番窓口
10	児童扶養手当変更届	児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当変更届の手続きをしてください。 ＜必要なもの＞ ○児童扶養手当証書 ○印鑑	

	届出等の名称	対象となる方	手続き・必要となるもの	担当窓口
11	障害者手帳の住所変更	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	住所変更が必要になりますので、障害者手帳及び印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。	障害福祉課 10番窓口
12	自立支援医療受給者証(精神通院医療)住所変更	自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	住所変更が必要になりますので、受給者証、印鑑及び保険証をお持ちのうえ、手続きをお願いします。	
13	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)住所変更	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)をお持ちの方	住所変更が必要になりますので、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。	
14	保育園・公立学童保育室異動届	保育園等・公立学童保育室に入園・入室するお子さんをお持ちの方	支給認定変更届出書または、学童保育室入室児童異動届の手続きをしてください。	保育課 保育係・学童保育係 13番窓口
15	農業者年金被保険者 農業者年金受給者 住所変更届	農業者年金被保険者 農業者年金受給権者	住所地のJAで認印をご持参の上、『農業者年金受給者住所変更届』の手続きをしてください。	岡部総合支所内 農業委員会 TEL048-577-3439
16	市営住宅入居世帯異動届 市営住宅明渡し届 市営住宅同居承認申請書 市営住宅入居完了届	・市営住宅入居者・同居者で市営住宅以外の住居に住所を移動される方 ・市営住宅以外の住居から市営住宅に住所を移動される方	対象の方によって提出書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	埼玉県 住宅供給公社 熊谷支所 048-524-7963
17	給水開始・中止届	水道使用者	上水道について旧住所地の給水中止・精算と新住所地の給水開始の手続きが必要ですので、電話または窓口にて手続きをしてください。	深谷市水道庁舎 (岡部浄水場内) 環境水道部 お客様センター TEL048-577-7543
18	公共下水道の使用開始・中止・精算手続き	公共下水道使用者	公共下水道について旧住所地の使用中止・精算と、新住所地の使用開始手続きが必要ですので、電話または窓口にて手続きをしてください。	
19	指定学校変更申立	「転入学通知書」で指定された学校以外の深谷市立学校に就学を希望する方	指定学校変更申立書を提出してください。許可要件等がありますので、事前に担当窓口へご相談ください。	教育庁舎 教育委員会 学校教育課 TEL048-572-9578
20	就学援助費受給変更届	就学援助費受給者または対象児童生徒	就学援助費受給変更届の手続きをしてください。 新たな受給者で申請される場合、申請される方の状況により添付していただく書類が異なりますので、お問い合わせください。	市内各小中学校 または 教育庁舎 教育総務課 TEL048-574-5811
21	就学援助費	深谷市立小中学校に通うお子さんを養育されている方	経済的理由により学用品費や給食費等の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。 申込みされる方の状況により提出していただく書類が異なりますので、市内各小中学校または教育総務課へお問い合わせください。	